様式第1号①(第6条関係)							Δ± ₀	/⊤:	
島根県知事様					令和	年	月 日		
島根	見 県私立高等	学校等及び私立	高等学校等専攻	科奨学	のため	の給付	金受給	(変更)	申請書
「ロ」に ローに ロー版	の申請書の記 の申請書に虚 は島根県以外	うえ、☑を付け、誓 記載内容は、事実に を偽の記載があったも トの都道府県に奨学の さとなる高校生等は、	相違ありません。 場合は、島根県の のための給付金(i	求めに従 高校生等	 といその	付金) ①	申請は	行ってお	
↑ 九施	所施設措置費 設の高校生等	くこなる同校生寺は、 (見学旅費又は特別 (を除く)) の支弁タ エックを付けてくださ	別育成費(母子生) 対象ではありません	舌支援 ん。	誓	熱欄	1請者(例	R護者等)	氏名
		学校等奨学及び私立			の給付金	金の受給	を(変更	夏)申請し	ます。
申請者(保護者等) 住所・連絡先		〒 — TEL ()	_	ふり 申請 (保護 氏	情者 者等)				
高校生	生等との関係	親権者 ・ 未成年後 ・高校生等本人 ・		見人であ	る里親)	主たる	生計維持	者	
※連絡: 【1. 対	先は、日中に連絡 対象となる高	者」とあるのは「父母」と、 各が取れるを電話番号を記 校生等について】	「高校生等」を「生徒」と					骨合がありま	す。
	ふりがな ************************************			年月日	昭和	年	Ē	月	日
	生徒氏名				平成設置	区以		私立	
在学	学校名			在学	押 甲	·成 ·和		日~基準日	
する学校	学校の種類 ・課程・学科			※別紙「記入上の 注意」1のハを参 照してください。 □ 上記以外					
11X	学校の所在地	都道 府県	市区 町村						
高等学校等 における <u>過去の</u> 在学期間		学校名 立 学校名 立	平成・令和 年 ~平成・令和 平成・令和 年 ~平成・令和	年月日	日学校	の種類・課程の種類・課程の種類・課程	な し ・学科 在	し 1回 2回] □ □ 学中に給付金 し 1回 2回	を受給した回数 3回 4回 不明 □ □ □ □ を受給した回数 3回 4回 不明
(同じ学	一一	<u>Ⅰ</u> 2年生又は3年生の兄		<u></u> →)					
ふりがな 生徒氏名		2+1×160+107		年月日	昭和平成	年	Ē	月	Ħ
在学する学校	学校名			設置 在学	田田 平	·成 ·和		日~基準日	
	学校の種類 ・課程・学科		※別紙「記入上の 注意」1のハを参 照してください。 □ 連な科 上記以外						
	学校の所在地	都道 市区 府県 町村				<u> </u>			
高等学校等 における <u>過去の</u> 在学期間 →【2. 保護者等		学校名 立 学校名	平成・令和年~平成・令和		E E	の種類・課程の種類・課程の種類・課程	な	し 1回 2回	を受給した回数 3回 4回 不明 □ □ □ □ を受給した回数
		立	平成・令和 年~平成・令和	年 月	日				を受給した回数 3回 4回 不明

<u>ア. 生業扶助受給世帯</u>									
(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給 していることが分かる証明書を提出します。(☑を付けてください。→生業扶助受給世帯は記載終了)									
□ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書									
 <u>イ. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯</u> (2) 次の者の課税証明書等及び(記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合) 扶養親族申告書を提出します。(①から⑥までのいずれかに☑を付けてください。) 									
① □ 親権者(両親) 2名分 未成年(18歳未満)であり、親権者	皆(両親)が2人存在する場合								
 親権者 1 名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) □ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出 できない場合 等 									
□ が複数選任されている場合は、全員分)	※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者								
) 11 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権	・未成年であるが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合								
⑥ □ 高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等									
※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下、同様)									
(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。									
□ 所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合									
(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄 ((3)の場合は記載不要)									
氏名 生徒との続柄	氏名 生徒との続柄								
※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認のうえ、☑を付けてください。									
私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(平成25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。									
確認のうえ、 <u>必ず</u> チェックを付けてください。(道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の									

【2. 保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】

記入上の注意

- 【1. 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
 - イ 「在学期間」について、現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても「高等学校等における過去の在学期間」の欄に記入してください。
 - 口 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの並びに、国公私立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有するものをいいます。
 - ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1~3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑫専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑭各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入すること。
- 【2. 保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①~ ⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ロ (1)に該当する場合は、4月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)受給していることが 分かる証明書を提出してください。
 - ハ (2)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認のうえ、記入してください。
 - (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 - ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(課税証明書・非課税 証明書等)を添付してください。
 - ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、 地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。 ひとり親等の場合は父又は母のみ)

- ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)~(4)に掲げる者である場合 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - (1)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3)満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 【生計維持者の収入等の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添 付してください。
- ハ 【生計維持者の収入等の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - ②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- 二 【生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、 地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- ホ (専攻科の場合) 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に 係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等 専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありま せん。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 認定基準日現在、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費 又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合は、給付対 象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。